

第2号議案

大野地区まちづくり協議会会則（案）

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第11条）
- 第3章 会議（第12条－第18条）
- 第4章 会計（第19条・第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、大野地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 協議会の活動に関わる範囲は、野木崎、大柏及び立沢の一部の大野地区とする。

（目的）

第3条 協議会は、大野の自然と地域の絆を次世代へ「つなぐ」まちづくりを進めることを目的とし、次に掲げることを目指す。

- （1）助け合う・支え合う地域の絆づくり
- （2）安全・安心に暮らせる地域
- （3）「ひと」が育ち、つながる地域

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）地域で助け合う・支え合う仕組の構築
- （2）地域福祉活動の推進
- （3）多世代が集う場・活躍する場の創出
- （4）健康づくり・生きがいづくりの推進
- （5）防災活動の推進
- （6）防犯活動の推進
- （7）交通安全の確保
- （8）青少年育成の推進
- （9）人材育成の推進
- （10）各団体等の活動支援・連絡調整
- （11）情報発信
- （12）活動拠点のあり方検討
- （13）その他協議会の目的達成のために必要なこと

第2章 組織

(構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者の中から構成する。

- (1) 範囲内に住所を有する市民
- (2) 範囲内を拠点として市民公益活動を行っている団体
- (3) 範囲内に事務所又は事業所を有する事業者
- (4) 範囲内に所在する学校及び範囲内に住所を有する市民が通学する学校

2 構成員として入会しようとする者は、入会届(様式第1号)を協議会へ提出するものとする。

3 構成員が退会しようとする場合は、退会届(様式第2号)を協議会に提出するものとする。ただし、本人が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。

4 協議会は、前2項の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) チームリーダー 各チームから1名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局員 1名
- (6) その他会長が必要と認める者

2 会長、副会長は、構成員の中から、上坪、中坪、向崎、新山、大柏、下ケ戸地域各1名及び範囲内に所在する学校のPTA会長をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

(監事)

第7条 協議会に監事2名を置く。

2 監事は、総会において選任する。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、総会において選任する。

(任期)

第9条 役員、監事及びオブザーバーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員、監事及びオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第10条 役員、監事及びオブザーバーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) チームリーダーは、チームを代表しチームの運営及び活動を遂行する。
 - (4) 会計は、協議会の資金等を管理し、会計を処理する。
 - (5) 事務局員は、協議会運営に関する事務を遂行する。
 - (6) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに、業務執行を監督する。
 - (7) オブザーバーは、協議会の求めに応じて会議に出席し意見を述べる。
- (チーム)

第11条 協議会の活動を円滑に実施するため、次のチームを置く。

(1) 地域福祉チーム

助け合い・支え合い活動、地域福祉活動、多世代が集う場の創出、健康・生きがいづくりに関すること。

(2) 交通・防災・防犯チーム

交通・防災・防犯に関すること。

(3) まちづくりチーム

大野ふれあいまつり、多世代が活躍する場の創出、青少年育成、人材育成、自然環境の保全・継承、各団体等の活動支援・連絡調整、情報発信、活動拠点のあり方検討、新たな事案の検討に関すること。

2 チームは、協議会の構成員がチーム員となり構成される。

3 チームにチームリーダー及びチーム会計を置く。

第3章 会議

(会議の種類)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、役員会及びチーム会議とする。

(会議の招集)

第13条 定期総会及び役員会は会長が招集、チーム会議はチームリーダーが招集する。

2 定期総会は、年1回とし、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたとときに、会長が招集する。

(会議の定足数及び採決)

第14条 会議は、その会議の構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第15条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、役員会にあっては会長、チーム会議にあってはチームリーダーがそれぞれ議長となる。

(総会)

第16条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

2 総会は、構成員をもって構成する。

(役員会)

第17条 役員会は、役員、監事及びオブザーバーをもって構成し、次の事項の審議を行う。ただし、監事及びオブザーバーは議事の採決に加わらないものとする。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) チームから提議された事項

(チーム会議)

第18条 チーム会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 各チームに関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

第4章 会計

(会計)

第19条 協議会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査報告)

第20条 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 雑則

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成31年1月18日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

大野地区まちづくり協議会入会届

大野地区まちづくり協議会 宛て

大野地区まちづくり協議会会則に賛同し、構成員として入会を希望するため、入会届を提出します。

(ふりがな) 氏名 [必須]	※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。
住所又は所在地 [必須]	〒 -
生年月日/年齢/性別	年 月 日生 / 歳 / <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
電話番号 [必須]	自宅： 携帯電話：
E-mail	
希望部会等	
特技・資格等	
その他	※活動していることや関心のあることがありましたら御記入ください。

※ 個人情報は、大野地区まちづくり協議会個人情報取扱基準に基づき取り扱います。

※ 特技・資格等をお持ちの方に直接活動のお手伝いをお願いすることがあります。

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

大野地区まちづくり協議会退会届

大野地区まちづくり協議会 宛て

大野地区まちづくり協議会を退会したく、退会届を提出します。

<p>(ふりがな) 氏 名 [必須]</p>	<p>※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。</p>
<p>住所又は所在地 [必須]</p>	<p>〒 -</p>
<p>理 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 一身上の都合 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

大野地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準（案）

（平成31年1月18日制定）

（目的）

第1条 この取扱基準は、大野地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 協議会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

（周知）

第3条 協議会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 協議会は、構成員又は構成員になろうとする者から必要書類を受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 協議会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の住所、氏名、性別、生年月日（年齢）、電話番号、その他の情報で、構成員等が同意する事項とする。

（利用）

第5条 協議会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- （1）構成員名簿の作成
- （2）文書の送付
- （3）構成員同士の情報交換

（管理）

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

（提供）

第7条 取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- （1）構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で

提供する場合

- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合